

第5章 具体的な提言及び実態調査の参考意見

これまで、認定NPO法人制度の概要と歴史、現状、財務分析、実態調査について確認してきた。第3章の財務分析から、認定NPO法人への寄付は、増加傾向にあると言える^{*1}。一方で、認定NPO法人全体の寄付金総額のうち、上位4法人で全体の50%を超え、上位10法人で約2/3を占めている。寄付が特定の法人に集中している状況であり、寄付のすそ野が拡がっているとはいえない^{*2}。

我が国は「課題先進国」ともいわれ、多様な社会課題を抱えている。NPO法人が寄付を受けやすくなり、その活動を拡充するための制度である認定NPO法人がさらに普及し、多様な法人が認定NPO法人になることで、寄付のすそ野が拡がっていくことが、こうした社会課題の解決に寄与するものと考えられる。

第2章「認定NPO法人の現状」においては、認定NPO法人の増加数が鈍化している要因として、以下の問題を挙げた。

- ①申請法人数が減少していること。
- ②申請をしても認定がされずに取下げをする取下げ率が上昇していること。
- ③一度認定NPO法人になったが、認定を更新しないあるいはできない法人（失効法人）が増えていること。
- ④認定NPO法人の認知度が低く認定NPO法人の特色も伝わっておらず、信頼性の向上につながっていないこと。

第4章の認定NPO法人実態調査では、認定NPO法人の様々な声が届けられた。もっと多くのNPO法人が認定申請をし、申請をした法人が取り下げをせざるを得ない状態を減らすためにはどのようなことが考えられるのか。一度認定NPO法人になった法人が認定NPO法人であることをやめてしまうことがないようにするのはどうしたらいいのか。認定NPO法人の信頼はどのようにしたら向上できるのか。

「認定NPO法人を増やしたいプロジェクト」では、実態調査のアンケート結果をカテゴリー分けしたうえで、まとめ、以下の4つの提言を行うこととする。

提言1：認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。（行政庁の方に）

提言2：寄付者名簿の効率的作成を官民協働で検討する。（行政庁の方、NPOの方に）

提言3：認定NPO法人制度の一般周知を促進する。（主に行政庁の方に）

提言4：NPO法人自身のレベルアップを図る。（NPO法人、NPO支援組織の方に）

以下に、各提言の内容について詳述する。なお、本章の後半には、提言の根拠となつた実態調査における認定NPO法人の回答を掲載している。こうした声に向き合い、認定NPO法人制度をより良い方向へ導いていく所存である。

提言 1

認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。(行政庁の方に)

申請を行うNPO法人の認定について、予見可能性を高め、全国で整合性のある運用を実現するために、「認定NPO法人ガイドライン」(仮) の作成を求めるものである。

税制優遇を希望するNPO法人は、各地域において共通の趣旨で活動している場合が多く、同様の優遇措置を受けられるよう、全国的に一貫した運用が求められている。しかしながら、現状では所轄庁ごとに運用に差異が見られ、NPO法人が認定を取得しやすい都道府県へ本店を移転する事例などが報告されている。

さらに、認定取り下げの具体的な事例についての情報が不足しているため、調査事例の共有を求める声も多く寄せられている。担当者間で認定基準の解釈に違いがあるとの指摘も見受けられ、所轄庁や担当者による判断のばらつきができる限り減らし、NPO法人側が認定に向けた準備を予測しやすくすることが求められている。

こうした背景のもと、全国で統一された「認定NPO法人ガイドライン」の作成が期待されている。ガイドラインは、行政庁が、認定NPO法人の関係者やその支援組織等とも議論したうえで、協働して作成することを求める。このガイドラインは、所轄庁の判断の適正化・統一化に寄与し、予見可能性を高めるとともに、NPO法人にとって制度の設計趣旨や重視すべきポイントを理解する契機となり、認定に必要な要件をより明確に把握できるよう支援するものである。

<ガイドラインに組み込んで欲しい項目>

ガイドラインの趣旨、目的を、NPO法の理念や認定NPO法人制度の策定の経緯（特に2011年（平成23年）改正の経緯）から明確にする。

認定NPO法人制度について、NPO法や認定NPO法人制度の趣旨が審査をする関係者間で十分に共有されていないことが、全国で一貫した運用を難しくしている可能性があ

* 1 第3章 財務分析 図表1 はじめに－データの概要と概観

* 2 第3章 財務分析 図表2～4 寄付額上位10団体について（2019, 2020, 2021）

る。こうした背景から、ガイドラインには、NPO法および認定NPO法人制度の目的や趣旨を明示し、所轄庁、認定NPO法人、そして新たに申請を行うNPO法人と共有することで、より円滑な運用が実現できるのではないかと考える。

寄付の証明方法の明確化

休日に知人から寄付を預かる際に寄付者から申込書を受け取れないケースや、法人のパンフレットを見て銀行振り込みで寄付する場合などが報告されている。寄付者の申込書があることがPSTの寄付金としての算入の条件としてしまうと、寄付者の利便性を損なうという面もある。一方で、寄付者の水増し防止の観点も必要である。

寄付者の意思表示が書面でない場合、どの範囲まで寄付金として認められるか、また寄付金として適切に認定するための方法について、例えば、寄付をいただいた方にお礼のメールを送った記録がある場合は、原則として寄付金として認めるなど、全国で一貫した運用ができるよう基準を明確にする必要があると考える。

寄付者名簿の形式の柔軟化

定められた寄付者名簿の形式について、「使いづらく手間がかかる」との声が多く寄せられている。例えば、「氏名」「住所」「寄付金額」「受領年月日」の4つの項目が網羅されていれば、寄付者名簿の形式は問わないとする、100名分の寄付者が確認出来たら、それ以上の寄付者についての名寄せは不要とするなど、法の基準を充足することができる効率的な形式で対応できるようにすることで、NPO法人の負担が軽減されることを期待するものである。

電子データでの保存範囲の明確化

認定NPO法人では電子データでの書類管理が進んでいるが、調査では紙出力が多く求められるため、電子化への対応が課題となっている。電子帳簿保存法に準じて、法人が最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿書類等は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができることを明確にするなど、どの書類が電子データで対応可能かを明確にすることで、紙の出力を最小限にし、効率的な保存管理が実現できるものと考える。

4号基準のうち「受入寄付金の70%基準」の運用方法の改善

認定NPO法人制度の要件として、実績判定期間内の寄付金の70%を特定非営利活動に充てる基準があるが、国等からの補助金や委託の対価、民間からの委託収入等の全額を事業費から除くように指示を受けた結果、事業費が小さくなり、寄付金の70%を特定非営利活動に充てることができないなどのケースが報告されている。この基準の趣旨（寄付金を、その団体の管理費などばかりに充てて、本来の目的とする事業に充てないようなケースは好ましくない）を踏まえ、法人が寄付金をどの事業に充当しているのか、今後どのような事業に充当する予定なのかを明らかにした場合など、要件の趣旨からは問題ないケースにまで、硬直的な運用をする必要がないことを明確にすることを求めたい。

所轄庁ごとの独自ルールは設けない

預貯金の残高が1円でも異なる場合に認定を拒むケースや、職員のスキルアップのための研修費を共益活動とすることが求められるなどが報告されている。法人が従うべきルールを各所轄庁が独自に設定して押し付けることはせず、ガイドラインやQ&Aを不斷に見直し、所轄庁ごとの判断のブレやばらつきの抑制をお願いしたい。

会計処理の修正や総会の開催について

NPO法施行規則第21条では、「不適正な経理」は、「当該NPO法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるも、帳簿に虚偽の記載があるもその他の不適正な経理とする。」とされている。しかし、会計処理に些細な誤りがあった際に、遡及して修正や総会の開催をしなければ認定がされないという運用が行われているケースが報告されている。

総会で承認済みの決算書については、誤謬が軽微な場合は、NPO法人会計基準で示されている「過年度損益修正」とし、軽微ではなく重要な修正を要すると法人が判断した場合には、臨時総会開催による再承認とするなど、自主的判断の有用性を示し、臨時総会の開催等を認定や更新の条件とする運用を控えることを明示してほしい。

標準処理期間内での処理

所轄庁の一部で、標準処理期間を超えて審査が行われることが常態化していると報告されている。標準処理期間内での対応に努めていただくとともに、審査期間の状況を公表するなど、透明性を確保することで法人が安心して申請に臨める環境を整えていただきたい。

費用対効果を勘案した提出書類の簡素化

役員や職員、寄付者等との取引を記載する書類が40ページを超えるなどの報告があり、一部の書類は作成に多大な時間を要するものがある。例えば、書式第17号の「資産の譲渡等の内容に関する事項」に記載した料金及び条件等に基づき行われている取引や、料金表、カタログ等に記載された金額に基づき行われている取引など、特定の人への過大な支払いなどの可能性がない取引は、記載の省略が可能とするなど、費用対効果を勘案し、書類の簡素化を進める。その結果、所轄庁と法人双方の負担が軽減されると考える。

行政指導を行う場合の理由の開示等

認定調査で取り下げを求める場合には、申請法人が納得できるよう、行政手続法に沿った対応を徹底していただきたい。

申請法人が行政指導等に従う意思がない旨を表明したにも関わらず、行政指導等を継続することで申請者の権利行使を妨げてはならないとしている（行政手続法第33条）。

申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、申請に対し速やかに適切な対応を講じることが求められている。また、不認定等の処分を行うことができるか明らかではない場合等においては、当該処分ができる旨を殊更に示すことにより相手方に行政指導に従うことを余儀なくさせることをしてはならないとされている（行政手続法第34条）。

また、申請の取下げ又は変更を求めるものも含め、行政指導を行う際には、以下のこと が定められている（行政手続法第35条第2項）。

- ①その権限を行使しうる根拠となる法令の条項を示すこと。
- ②その条項に規定する要件を示すこと。
- ③その権限の行使がその要件に適合する理由を示すこと。

さらに、行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないこととされている（行政手続法第35条第3項）。

このほか、行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないとされている（行政手続法第9条第1項）。

これらのこと留意し、適正な根拠法令を明確にし、認定要件に適合しない理由を丁寧に説明し、法人側から求められたときは書面で適合しない理由を明確にすることを徹底すると、法人側も安心して申請に臨めると考える。

認定要件の中の不確定概念についての所轄庁の裁量の抑制

行政手続法では、個別審査における判断のばらつきを防ぐために審査基準の設置が義務付けられている。しかし、認定NPO法人制度では、法令の規定において判断基準が言い尽くされているため、審査基準の追加設置は不要とされている。

このような背景から、審査基準をあえて設けないという趣旨を尊重していただき、「不適正な経理」「青色申告と同等の帳簿書類」「特別の利益の供与」など、解釈に差が出る可能性のある項目については、会計帳簿の改ざんや役員による資金の私的流用、補助金の不正受給など、意図的な不正行為等を具体的に記載いただき、担当者による裁量はできる限り抑制することを明記していただきたい。

また、「法令に違反する事実がないこと」の要件についても、認定NPO法人として法令に違反する事実とはどのようなものなのかをできるだけ具体的に記載いただき、所轄庁や担当者によるバラツキはできる限り抑制をしていただきたい。

『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』の趣旨の明確化

2011年（平成23年）改正では、『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』という趣旨のもとに、国税庁に代わり、法人の状況を常時把握できる状態にある所轄庁に認定機関が移管した。しかし、実際には、認定期間中の勧告、命令等（NPO法第65条）の是正措置を経ることなく、認定期間に是正可能であったことについても、5年ごとの更新時に、要件違反で更新をしないという運用が行われているケースが報告されている。

『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』という趣旨を再確認し、認定期間中の段階的な是正措置を有効に活用していただくことを求める。

＜参考＞「市民公益税制PT報告書」平成22年12月1日（水）市民公益税制PT

（2）新たな認定制度の創設と税制上の対応

新認定法に基づく新たな認定制度においては、「認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる」との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による認定に移行するとともに、いわゆる「仮認定」制度の導入などの施策と合わせて、必要な調査や認定の取消しに至る前の段階的な是正措置等を行う監督制度を、次のとおり一体的に整備すべきである。この整備がなされた場合には、所要の税制措置を行う。

更新時の調査の重点化、簡素化、点検調査等の促進

立入調査に負担を感じる法人が多い。現在、ほとんどの所轄庁で認定・更新時に立入調査が行われている。

2010年（平成22年）改正では、認定手続きの簡素化の観点から、2回目以降の認定は、原則として、書面審査で行うとされ、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。また、認定機関が国税庁から所轄庁に移管した2011年（平成23年）改正時の国会答弁でも更新時の調査は、原則書面調査である旨が発言されている。

公益法人では立入調査において重点調査、点検調査が導入される。これらの方法を参考にして、すべての法人に一律に調査をするのではなく、法人の状況等に応じた調査方法の手法について紹介し、点検調査等のチェックポイントを例示するなどして、これらの調査方法を促進していただきたいと考える。

<参考>「認定NPO法人制度の手引（八訂版）」平成23年8月 国税庁

（問16）2回目以降の認定審査は、初回の認定審査よりも短期間で終了するのですか。

（答）2回目以降の申請に係る認定審査については、原則として書面審査とする（審査過程で不明な点は、電話等で照会する場合があります。）ことにより、審査の迅速化を図ることとしています。

また、認定NPO法人の適正性については、事後的な実地確認調査を通じて確保することとしています。

「第百七十七回国会衆議院内閣委員会議事録第十三号」（平成23年6月8日）

遠山議員：再認定手続でございますが、これは今、国税庁におきまして、認定NPO法人の再認定の際は、行政側とNPO法人側の負担を減らすために、審査は原則書類審査で行うとされていると理解をされております。しかしながら、これも法律では明記されていないわけでございますが、この方針も運用上担保されると考えてよろしいでしょうか。御答弁をお願いします。

岸本議員：確かに、おっしゃいますとおり、有効期限五年でありますので、更新の手続が必要になります。その際に、今回、所轄庁の更新の審査は自治事務でございますので、その具体的な方法は、当然、当該自治体の判断によります。

しかしながら、パブリック・サポート・テストなどは、まさに数値基準でございます。その他の基準につきましても、五年間の認定期間中、現場に近い所轄庁がこれを満たしているかどうかについては随時確認を行うことがで

きます。

いずれにしましても、認定基準は基本的には客観的、形式的に規定されるものでありますから、提出書類に疑いがある等の事情が特段ない限りは、基本的に書面による審査で行われるものと理解しております。

<所轄庁の方への要望>

認定NPO法人ガイドラインの作成に関連して、その運用について、所轄庁への要望をいくつか記載する。

毎年提出する事業報告書や役員報酬規程等の効果的活用

NPO法人は毎年事業報告書や役員報酬規程等を提出している。これらの書類を活用して確認作業を行うことで、実地調査の際は特に問題のある事項に重点を置いて調査することで、法人の負担軽減が図られると考える。

また、重大な疑義がある場合には定期実地調査を待たずに追加の質問を行い、改善事項が確認された際には「勧告→改善命令→認定取消」といった段階的な対応をお願いしたい。

担当者による審査のばらつきの是正

担当者が変わると調査内容が異なるという声が寄せられている。担当者の異動は避けられないが、知識や手法の差をなくすため、研修や調査経験の共有などをご検討いただけすると、一貫性のある対応が期待される。

不正行為等の重点的チェック

実地調査ではNPO法人の活動と運営の信頼性確認が重要であり、寄付者の水増しや虚偽記載といった不正行為等に重点を置いたチェックにすることで、認定NPO法人の適正運営を促進いただきたい。

返礼品付き寄付の取り扱いに関する事例の公表、事前確認

返礼品付きの寄付については内閣府から方針が示されているが、少額の返礼品がある場合の扱いが不明確なケースもある。寄付として認められなかった事例を可能な限り公表し、事前確認が可能な仕組みの整備をお願いしたい。

総会での決算書修正の強制の抑制

認定調査で、会計処理の誤りがあった場合に、臨時総会を開催し、誤りを修正した決算書の承認を受けることを認定や更新の条件とする運用が行われている例が報告されている。会計上の軽微な誤りであるような場合に、重要性の原則の視点から、臨時総会を開いて決算書を修正するか、あるいは、過年度損益修正損益として翌年度に処理をするのかは、法人の自主的な判断に委ねられるべきである。

「不適正な経理」に該当するかの判断基準は、NPO法施行規則21条の「NPO法人の支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理」となっていることに留意いただき、会計データや決算書の軽微な修正に対し、臨時総会の開催を認定や更新の条件とする運用を控えていただきたい。

法律に提出義務のない書類提出の抑制

法律的に提出義務のない書類の提出や作成を求められるケースがある。NPOが、本来の活動にできるだけ多くの時間を費やすことができるよう、NPO法人への負担は最小限とする必要がある。

法律的に提出義務がない書類の提出や作成を求める際には、法人が納得した上で進められるよう、その必要性について明確な説明をお願いする。

細かい文字修正の抑制

役員の住所の記載が漢数字か洋数字か、句読点の位置の修正、誤字の修正など、認定要件には関わらない修正を求められるケースが報告されている。

認定書類は公開書類であるので、このような細部の修正は法人の裁量に委ね、指摘事項にとどめていただけだと負担軽減につながると考える。

法人の状況等に応じた調査方法の促進

現在、ほとんどの所轄庁で認定・更新時に立入調査が行われているが、2010年（平成22年）改正では、認定手続きの簡素化の観点から、2回目以降の認定は、原則として、書面審査で行うとされ、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。

更新については、毎年提出されている事業報告書や役員報酬規程等、認定時や前回以前の更新時の調査の実績、法人の規模などを踏まえたうえで、すべての法人を一律に調査

するのではなく、法人の状況等に応じた調査方法を促進していただきたいと考える。

認定NPO法人制度の周知・PR活動

所轄庁の方々には、認定法に基づく審査・監督のほか、認定NPO法人の自主的な取組の支援や活動の紹介、認定NPO法人に対する寄付の拡大など、認定NPO法人制度が目指す目的達成に向けた活動への支援にも力を入れ、課題である認定NPO法人制度の認知度向上を図っていただきたいと考える。

提言 2

寄付者名簿の効率的作成を官民協働で検討する。(行政庁の方、NPOの方に)

認定NPO法人制度では、パブリックサポートテストを認定基準の重要な要素としており、このテストを満たしているかを確認するための寄付者名簿は非常に重要である。一方で、多くの法人が寄付者名簿の作成に大きな負担を感じており、実態調査でも寄付者名簿に関する多くの意見が寄せられている。また、認定時や更新時の立入調査においても、寄付者名簿の確認に多くの時間が費やされているのが現状である。

近年、寄付者の管理をWEB上で行う法人が増えており、統一フォーマットへの出力に対して負担を感じる法人が多いことが指摘されている。さらに、パブリックサポートテストの絶対値基準で求められる「年平均で100人以上の寄付者」をはるかに超える寄付者がいる法人においては、寄付者確認の方法を一律にする必要性について再検討する余地があると考えられる。

パブリックサポートテストの要件を満たしていることを確認しつつ、NPO法人と所轄庁双方の負担を軽減するためには、寄付者名簿の作成方法について新たな仕組みを検討することが有益である。具体的には、官民協働で寄付者名簿作成の効率化に向けた議論を行うことを提案したい。

提言 3

認定NPO法人制度の一般周知を促進する。(主に行政庁の方に)

認定NPO法人制度がどのような制度であり、どのような特色を持つのかについて、一般市民への周知を図ることは非常に重要であると考える。

認定NPO法人制度は、一般市民からの支援の度合いを認定基準の重要な要素としており、通常のNPO法人よりも厳格な情報公開が義務付けられている。また、運営組織や事業活動の適正さを厳しく規定した要件を満たし、所轄庁から認定を受ける必要がある点も

大きな特徴である。しかし、これらの制度の特徴が十分に一般市民に伝わっていない現状があるのではないだろうか。

認定NPO法人実態調査によれば、認定NPO法人制度の意義についてマスコミ等を通じて発信したり、広報活動を充実させることへのニーズが非常に高いことが明らかになっている。行政庁には、認定審査や監督に加え、認定NPO法人の自主的な取り組みを支援することや活動内容を紹介すること、NPO法人ポータルサイトの周知に努めること、さらには認定NPO法人への寄付の拡大を推進することなど、自由で健全な市民の社会貢献活動を発展させる役割を積極的に担っていただきたいと考える。

また、NPO法人側も、自らの活動や制度の意義を広く市民に伝える努力が求められる。NPO法人ポータルサイトなどを活用し、積極的な情報発信に取り組むことで、一般市民にとって認定NPO法人の存在意義やその活動内容がより身近なものとなるのではないかと考える。

<具体的な提案>

認定NPO法人制度のマスコミ等への周知・PRイベント等の開催

認定NPO法人制度について、マスコミや一般市民への発信機会をもっと増やすことができないだろうか。公益法人では、専門のYouTubeチャンネルを開設し、有名人を招いた制度紹介など、効果的な発信を行っている事例もある。認定NPO法人制度についても、内閣府を中心に、メディアや一般市民向けの情報発信の機会を増やし、周知を広める場を作ることを要望したい。

NPO法人ポータルサイトのことをマスコミ等に発信する

NPO法の理念には、行政の関与を極力抑制しつつ、情報公開を進め、市民の監視によって公益性を担保するという考え方がある。この理念を体現する一つの取り組みが、NPO法人ポータルサイトである。

このサイトでは、NPO法人が所轄庁に提出した書類が公開され、誰でも簡単に閲覧できるようになっている。認定NPO法人の場合は、役員報酬規程や認定申請書類なども公開されており、制度として非常に透明性が高い。しかし、どれほどのマスコミや一般市民がこのサイトの存在を認識しているだろうか。

「信頼できるNPO」として最も重視される要素は「情報の公開」であり、NPO法人制度および認定NPO法人制度は、この透明性を制度に組み込んでいる。NPO法人ポータルサイトの存在をマスコミや一般市民に発信することで、NPO法人および認定NPO法人の理解や信頼がさらに高まるのではないかと考える。

認定NPO法人は、NPO法人ポータルサイトで情報を積極的に発信する

2016年（平成28年）の改正により、NPO法72条に第2項が新設され、NPO法人の信頼性向上を目的として、内閣府NPO法人ポータルサイト等を活用した情報公開が努力義務として規定された。しかしながら、現在、多くのNPO法人ではポータルサイトの活用が十分ではないように見受けられる。

NPO法人自身が積極的にポータルサイトで情報を公開し、ポータルサイトの価値を高めることが、結果としてNPO法人全体、さらには認定NPO法人の信頼性向上につながるものと考える。

認定NPO法人制度をアピールできるリーフレットの作成

認定NPO法人制度の意義や魅力を伝えるリーフレットを作成し、認定NPO法人であればどの法人でもダウンロードでき、自身の法人名を入れて活用できる形式にすることは有効ではないだろうか。このようなリーフレットを通じて、各法人が制度の意義を広く発信する手助けとなり、認定NPO法人制度の普及と理解の促進に寄与するものと期待される。

提言 4

NPO法人自身のレベルアップを図る。（NPO法人、NPO支援組織の方に）

NPO法人が一般市民からより信頼されるためには、NPO法人自身もレベルアップを図ることが大切である。認定NPO法人や認定を目指す法人が、認定制度を活用しながらNPO法の理解を深め、ガバナンス力やマネジメント力を向上させることが望まれる。さらに、NPO支援組織としても全国の支援団体と協力し、NPO法や認定NPO法人制度への理解促進を図る場を提供していきたい。

<具体的な提案>

NPO法や認定NPO法人制度について学ぶ機会の拡充

認定を目指す法人はもちろん、認定を受けた法人も、NPO法や内閣府のNPO法Q&Aを学び、NPO法が求めることや所轄庁の考え方を理解することが重要である。このような学習機会を充実させることで、NPO法人自身のレベルアップを図りたい。

認定NPO法人同士のつながりを強化する場の提供

認定NPO法人の数が少ない地域もあるため、地域を超えた交流の場を設けることが効果的である。他法人の取り組みを共有することで、認定NPO法人としての組織力を強化できると考える。

たとえば、寄付の対価性の判断や所轄庁からの指摘内容に関する情報を出し合い、意見交換を進めることが期待される。

事前チェックリストの活用

NPO法人が認定申請や事業年度ごとの書類提出時に、事前チェックリストを併せて提出する方法が考えられる。これにより、所轄庁の確認作業が効率化される可能性がある。

例えば、NPO会計税務専門家ネットワークの「認定NPO法人認定基準等チェックリスト」や「業務チェックリスト」、日本公認会計士協会近畿会の「NPO法人会計セルフチェックリスト」などの普及も一案と考えられる。

寄付の対価性や調査事例の共有

これまででは、認定NPO法人ごとの事例共有が十分ではなかった。他団体や所轄庁での判断事例を広く共有し、一般公開することで、認定NPO法人や認定を目指す法人にとって有益な参考資料となると考える。

相対値基準や小規模法人における特例の利用促進

相対値基準は、寄付者がそれほど多くないNPO法人であっても、事業収益が多くなければ要件をクリアできるケースが多い。また、相対値基準には小規模法人の特例という、事務処理の簡便化のための制度もある。相対値基準及び小規模法人の特例を多くの法人が利用できるよう、NPO支援団体がテキストや動画を作成するなどして支援を行うことが、認定NPO法人を増やしていく上では有効ではないか。

所轄庁への説明のための根拠整備

所轄庁からの指摘に対応するために、必要な説明資料や情報の収集方法について支援を行なうことが役立つと考える。

認定NPO法人に関する書籍の発刊

認定NPO法人を目指す法人や、認定を受けた法人にとって参考となる書籍を発刊することで、認定制度の間口を広げるとともに運営の向上を支援することができる。

認定書類作成支援の動画作成

認定書類の作成に難しさを感じる法人が多いため、申請書の内容や提出書類についてわかりやすく説明する動画を提供することも有効である。

その他 法律改正などに関わる事項

寄付金受領証明書のPDF化

寄付金受領証明書をPDFで発行したいというニーズが高い。

法律では書面又は国税庁が定めた電磁的方法でのみの発行が認められているが、現実にはPDFで寄付金受領証明書を発行している法人が多く見受けられ、寄付金受領証明書の取り扱いは混乱している。

少額の寄付金（例：1万円以下）についてはPDF発行を認めるなど内閣府から国税庁への働きかけを検討していただきたい。

絶対値基準における小規模法人特例の導入

今回の調査に回答した認定NPO法人のうち、収入規模が1000万円以下の法人が全体の1/3である。また、寄付金額が100万円以下の法人も26%、500万円以下の法人が62%である。

こうした小規模法人に対し、現在の事務負担を軽減するため、絶対値基準にも小規模法人特例を設けることをご検討いただきたい。例えば、相対値基準と同様に収入規模800万円未満で役員を除く寄付者が50名以上であれば、匿名寄付や少額寄付でも認めるなどが考えられる。法人規模に応じた負担軽減により、調査の効率化にもつながるのではないだろうか。

滞納処分を受けたことのない証明書の添付不要化

滞納処分を受けていない旨の証明書取得が負担となっている。公益法人では、事業報告書の提出時に国税に関する納税証明書の添付が不要（地方税は必要）とされている。認定NPO法人でも添付不要の仕組みを導入することをご検討いただきたい。